

# 電子マニフェスト現場登録 支援機能の運用開始 (令和元年7月1日から)

## 電子マニフェストセンター

利便性向上のためのシステム機能強化のため、電子マニフェストシステムの操作に慣れている処理業者の支援を受けて排出事業者が簡便にマニフェスト登録ができる機能(電子マニフェスト現場登録支援機能)の運用を開始しています。

運用開始について、令和元年6月18日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から各都道府県・政令市関係部局宛てに事務連絡が出されました。

事務連絡  
令和元年6月18日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部(局) 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

### 電子マニフェスト現場登録支援機能の運用開始について

産業廃棄物行政の推進につきましては、平素より御尽力、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の5に規定するいわゆる電子マニフェストについては、利便性及び遵法性向上のため、これまでもシステムの機能強化を行ってきたところ、このたび、更なる利便性の向上、登録期限の遵守を目的とした現場登録支援機能(以下「新機能」という。)の開発が完了し、運用を開始しますので、お知らせします。

### 記

#### 1. 新機能の概要

電子マニフェストシステムの操作を熟知している処理業者の支援を受けて、排出事業者が排出現場等においてスマートフォンやタブレットを利用して簡便にマニフェスト登録ができる機能(別添参照)。

なお、紙マニフェスト、電子マニフェストを問わず、マニフェストは、排出事業者が自らの責任で交付/登録すべきものであることから、新機能も排出事業者責任の下、処理業者が入力(仮登録)した内容を排出事業者が確認した上で本登録する仕組みとしており、排出事業者が登録内容に責任を負うことに変わりはありません。

#### 2. 新機能の運用開始日時

令和元年7月1日(月) 午前4時

#### 3. 新機能の運用開始に伴うシステム停止期間

令和元年6月30日(日) 午前0時から同年7月1日(月) 午前4時までの間

#### 4. 電子マニフェスト加入者への周知

上記1~3の電子マニフェスト加入者への周知につきましては、電子マニフェストシステムを運用している(公財)日本産業廃棄物処理振興センターにおいて、電子メールによる通知、ホームページ上での公表を行っています。

&lt;別添&gt;



## 電子マニフェスト

### スマホ・タブレットを活用した 現場登録支援機能



#### 収集運搬業者のつぶやき



全部電子マニフェストにできれば、  
運搬報告や、集計も楽になるのはわかるんだけど・・・  
お客さんがなかなか使ってくれないんだよねあ・・・

排出事業者が電子化されないと収集運搬業者は、多量の紙マニフェストを運用し続けることに・・・



## 電子マニフェストで排出事業者の支援ができるように！



- 収集運搬業者がマニフェスト作成の支援をしつつ、排出現場で排出事業者にマニフェストを登録してもらう「現場登録支援機能」が7月提供開始予定！
- 電子マニフェストに加入している収集運搬業者の方であれば、無料でご利用いただけます。
- 電子化に躊躇している排出事業者でも、現場での簡単な操作でマニフェストを登録できるため加入のハードルがぐんと下がります。
- 団体加入制度を利用し、お客様30社以上を一気に電子化すれば、収集運搬業者の社内のマニフェスト管理が一気に楽になります。

### 《現場登録支援機能運用の流れ》

&lt; STEP 1 &gt;

収集運搬業者が事務所で収集予定のマニフェストを仮登録



&lt; STEP 2 &gt;

排出現場で運搬業者が廃棄物の数量をスマホで入力



&lt; STEP 3 &gt;

排出事業者が運搬業者のスマホでマニフェスト内容を確認し、暗証番号を使って登録！



■電子マニフェストセンターでは、「現場登録支援機能 操作マニュアル」をホームページで公開しています。詳しくは以下のページをご確認ください。

○「現場登録支援機能 操作マニュアル」

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/list/index.html#genba>